

焼却炉に関する規制の強化について

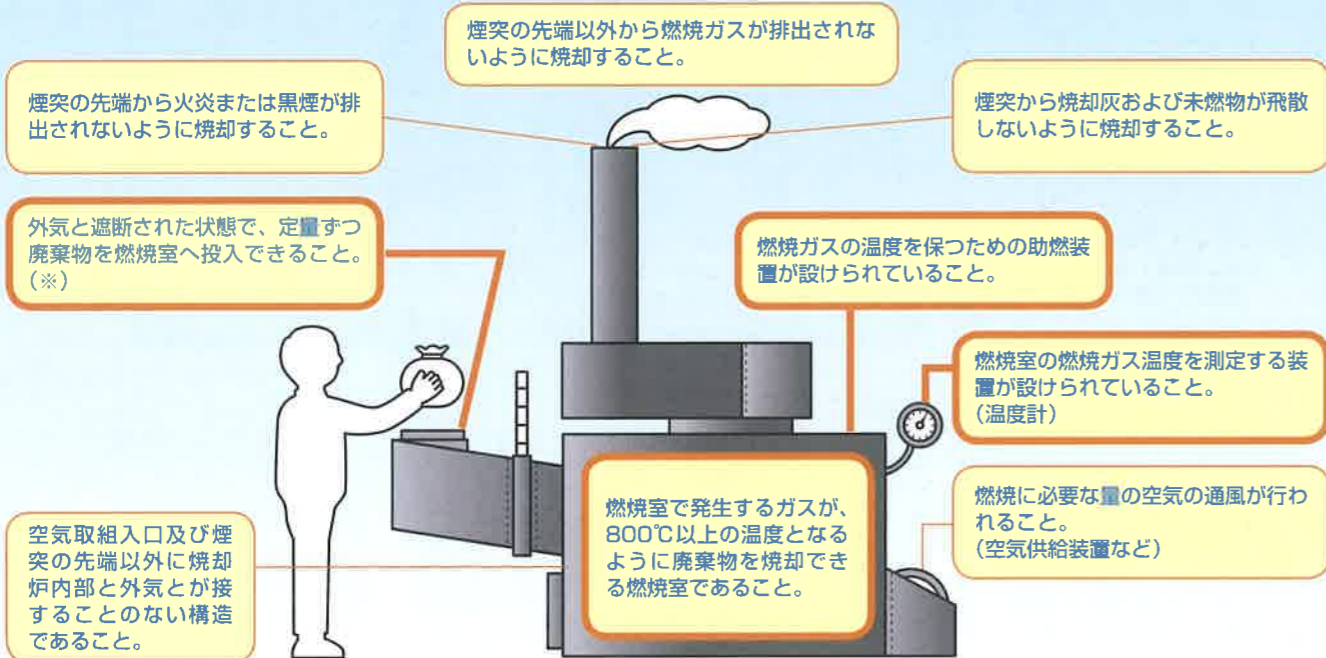


法定基準を満たさない焼却炉の使用禁止!

下記の基準を満たさない焼却炉は、平成14年12月1日から使用できなくなっています。(使用する場合は、基準を満たすよう設備改修を行う必要があります。)

廃棄物焼却炉の法定基準

廃棄物処理法施行規則第1条の7に定める焼却設備の構造、並びに環境大臣が定める焼却方法(平成9年8月29日旧厚生省告示第178号)



細枠内は従来から法令で規制されるもの、太枠内は平成14年12月より新たに追加されたものです。(※:ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合は除きます。)

さらに

条例基準を満たさない焼却炉の使用禁止!

下記の基準を満たさない焼却炉は、平成16年4月1日から使用できなくなります。

廃棄物焼却炉の条例基準

廃ガス中のダイオキシン類の排出量が次の値以下であること。 **[5ng-TEQ / Nm³]**

(平成16年3月31日までに設置されたもの) **[10ng-TEQ / Nm³]**

[用語の解説]

・ng (ナノグラム) 10億分の1グラムを表す単位。
 ・TEQ ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い異性体の毒性に換算した値であることを示す。
 ・Nm³ (ノルマル立方メートル) 0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積。

野外焼却に関する規制の強化について



平成13年4月1日から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律より野外焼却は原則として禁止されています。

例外として野外焼却が認められるもの

●法令に基づく焼却



伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却

●風俗慣習上の行事のための焼却



火祭り、どんと焼き等

●農林漁業のためのやむを得ない焼却



草、木の葉、枝、もみから、わら等の焼却

●学校教育等のための焼却



キャンプファイヤー等

●落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却



落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝、空き地の刈りとった草木の焼却

●庭先や空き地での家庭ごみの焼却(軽微なもの)



※できるだけ市町村のごみ収集に出されるようお願いいたします。

さらに

平成16年4月1日からは、生活環境保全条例により上図の例外のうち次のものが禁止されます。

上図の場合であっても次のものは焼却禁止です。(例外は認められません)

●廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革



●庭先や空き地での家庭ごみの焼却

